

10月30日、第31回あるべき税制委員会が経団連会館で開催されました。今回は、一橋大学国際・公共政策大学院佐藤教授と田近教授から、「給付付き税額控除」についてお話をいただき、質疑応答に入りました。（それぞれの資料別添）

#### 佐藤教授の話

鳩山首相は、所得税の減税と給付金を組み合わせた「給付付き税額控除」の検討を諮問した。納税者の所得を把握する「納税者番号制度」と一体で将来的な導入を目指す。

財政・社会保障の課題として、格差を巡る「通念」である、高齢者＝弱者、地方（交付団体）＝弱者というのがあるが、それでいいのだろうか。新たな格差＝若年層の「ワーキング・プア」問題等が生じている。また、既存の再分配制度として、公的年金 高齢者、生活保護 限られた貧困層、公共事業 地方におけるセイフティーネットとなっているが、これは、新たな格差問題に対処できていない。そこで、政策手段の再考が必要となり、税と社会保障の一体化 低所得者支援としての社会保障が課題となる。

現行制度では所得「税」と低所得者への所得「支援」（例：生活保護）は制度的に分離されており、生活保護には母子家庭、高齢者、障害者等、支援のニーズ、自立の可能性の異なるグループが混在している。そこで、自立可能なグループを抽出し、特化した支援が必要となる。このような考え方から、米国の EITC (Earned Income Tax Credit)、「負の所得税」（給付付き税額控除制度）の導入が検討され、自立可能な「弱者」の自立を促進という思想が生まれた。また、高所得者への累進課税の強化（最高税率の引き上げ）では再分配は完結しないので、低所得者へ移転するシステムが必要となる。その場合、課税と移転の制度の整合性・一貫性の確保が重要だ。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。